

放送コンテンツの適正な製作取引の推進に関する検証・検討会議（第4回）

放送コンテンツ適正製作取引推進ワーキンググループ（第1回）

合同会合 議事概要

1. 日 時：平成31年1月28日（月）10時30分～12時30分

2. 場 所：AP虎ノ門11階 Bルーム

3. 出席者

<検証・検討会議構成員>

舟田座長、新美座長代理、上杉構成員、内山構成員、音構成員、長谷河構成員

<検証・検討会議オブザーバ>

公正取引委員会企業取引課、文化庁著作権課、経済産業省コンテンツ産業課、中小企業庁取引課、放送コンテンツ適正取引推進協議会事務局（全日本テレビ番組製作社連盟及び日本民間放送連盟）

<ワーキンググループ構成員等>

舟田主任（兼任）、内山構成員（兼任）、音構成員（兼任）、池田構成員（テレビ東京）、江口構成員代理（NHK）、遠藤構成員（全国地域映像団体協議会）、後藤構成員（日本テレビ）、笹平構成員（日本動画協会）、清水構成員（全日本テレビ番組製作社連盟）、高島構成員（TBS）、田嶋構成員（日本民間放送連盟）、告坂構成員（日本動画協会）、西牟田構成員（フジテレビ）、野瀬構成員（テレビ朝日）、姫野 中部映像関連事業社協会理事（全国地域映像団体協議会）、松村構成員（全日本テレビ番組製作社連盟）、安田構成員（日本ケーブルテレビ連盟）、山口構成員（衛星放送協会）、山本構成員（日本ケーブルテレビ連盟）

<総務省>

山田情報流通行政局長、奈良大臣官房審議官（情報流通行政局担当）、岡崎情報流通行政局総務課長、渋谷情報流通行政局情報通信作品振興課長、岡本情報流通行政局コンテンツ適正製作取引推進室長、小林情報流通行政局情報通信作品振興課課長補佐

4. 議事

- （1）事務局より、資料1に基づき、ガイドラインの見直しについて説明が行われた。
- （2）中小企業庁より、資料2に基づき、下請中小企業振興法「振興基準」の改正等について説明が行われた。
- （3）全日本テレビ番組製作社連盟、全国地域映像団体協議会（中部映像関連事業社協会）及び日本動画協会より、それぞれ資料3～5に基づき、プレゼンテーションが行われ、続いて意見交換が行われた。

5. 構成員等からの主な意見

(下請法の遵守について)

- 本日のプレゼンテーションで、放送局として下請法の遵守ができていないところがあると伺ったので、研修等を通じ、製作現場に下請法の精神を徹底するようにしたい。

(「部分完パケ」の内容、著作権の帰属について)

- 「部分完パケ」は、それほど一般的な用語ではなく、使っていない放送局もある。現行のガイドラインで「完パケ」を「完全製作委託型番組」と定義しているように、仮に定義をするのであれば、「部分完パケ」も新たな言葉で定義しなければ、誤解を招くことになりかねない。「完パケ」は、そもそも「完全パッケージ」であり、そのまま放送にかけられる状態になった最終的な形態を指している。その「完全パッケージ」に、さらに「部分」を付加すれば混乱をきたすのではないか。
- 「部分完パケ」という用語をこれまであまり使ったことがないので推測になるが、ドラマ、ドキュメンタリーは、一続きのVTRを完全なパッケージとして納品することが多いので、「完パケ」に該当するのではないか。他方、バラエティ番組等の一部を構成する「サブ出しのVTR」(出演者がスタジオでトークを行う番組に挿入されるVTR)や、ニュース番組の中の特集のVTRは、「部分完パケ」に該当するのではないか。製作会社が製作したVTRが一から十までそのまま流れるのが「完パケ」で、放送局の加工が入る形で放送されるものが「部分完パケ」と解釈している。「部分完パケ」で「完パケ」に近いものに関しては、製作会社に著作権が認められることがあってよいのではないか。
- 「部分完パケ」は暫定的な用語であり、新しい用語を探す方がいいと思う。そこから少し話を拡大し、大枠のコンセプトは既に決まっているが、放送する内容は毎回異なり、毎回製作している製作会社も異なる番組について、当方が知る範囲では、放送局に著作権が帰属し、製作会社の著作権になっていない。この場合、放送される番組について、提案、リサーチ、取材、編集を経て納品しているのは製作会社であり、製作会社側に著作権が認められるべきではないか。
- 以前の検証・検討会議で紹介された「マクロス事件」の判例では、「発意と責任」に関して、「企画」することだけが「発意」ではないことになっている。「企画」と「発意」の違いをしっかりと押さえる必要がある。「発意と責任」の「責任」も、放送局が負う放送責任でもなく、経済的な責任が主であると理解。
- 番組製作の形態は様々であり、先ほどの「サブ出しのVTR」については、そのまま放送することはまずなく、さらに編集を加えるので、1本の番組の素材に過ぎないと考えられるケースが多い。どのような形態において製作会社に著作権が帰属するのか、完パケ発注の番組はまだわかりやすいが、「部分完パケ」という中途半端な用語で議論を進めていくと誤ってしまうことを危惧する。
- 1時間の枠のために1時間のVTRを納品してそのまま放送するのは「完パケ」なのだろうが、1時間の枠のうち15分のVTRをそのまま放送するために納品する場合もある。つまり、「完パケ」を1時間で見るとか、15分で見るとかという違いでしかなく、そのまま放送できる程度に製作会社の「発意と責任」によって製作されたレベルのものを、これまで「部分完パケ」と呼んできたということに過ぎないのではないか。
- 製作会社が「完パケ」と認識して納品していても、放送局にとっては「完パケ」ではなく、あくまで演出を委託しているに過ぎない場合もある。放送番組の枠のコンセプトを誰が考えたのが重要であり、放送される番組の内容を、全て製作会社が製作したとしても、製作会社が番組の著作権を持つには至らないという考え方がある。

- 著作権の帰属を論じるにあたり、このようなコンセプトで、このようなイメージの人に出演してもらい、このような場所に行って下さいという委託の仕方と、15分間の時事ネタを何でもよいので1本納品して下さいという委託の仕方と、意味は大きく変わってくるのではないかと。3条書面における委託の内容が問題になるのではないかと。
- 委託の内容は千差万別である。著作権の帰属にはメルクマールがいくつかあると思うが、例えば、出演者の交渉をしたのは誰かということが重要な場合もある。この他、放送番組の枠のコンセプトを製作会社がどこまで具体化したのか等、個々の具体的なケースを積み重ねて論じなければ結論が出ないのではないかと。
- 個々の具体的なケースを積み上げて、そもそも「部分完パケ」の定義を明らかにすることが可能なのか疑問を感じる。
- 地方の放送局の朝の情報番組で、視聴者からはがきをもらって「〇〇を手伝いに来てほしい」、「〇〇を調べて欲しい」という要望に応えるコーナーの製作を受注していた。放送されるVTRは、こちらが演出、撮影、編集を自ら行い、局のプロデューサーにレビューで見せて修正しているので、恐らくここで議論されている「部分完パケ」に入るものと考えられる。
- 地方において著作権が大きな話題にならない理由は、情報番組のコーナーのVTRが二次利用される可能性はなく、製作会社が著作権を主張する実益が乏しいからである。

(二次利用について)

- 著作権が製作会社に帰属しても、放送局の方が番組の価値を最大化できるということで、二次利用の窓口を放送局が行うケースが多い。長年申し上げていることだが、製作会社にも、二次利用の窓口を行いたい、行うことができる会社があるので、そうした製作会社が二次利用の窓口を行うことができるよう、もっと活発に議論されるべき。

(取引価格の決定について)

- 現状では、番組ごとに、この予算の額で製作して欲しいとの発注を受けることが大半である。この番組に実際にかかる費用の見積りを出して欲しいという形にはなっていないので、少なくとも、特番のようなものについては、実際に費用を積み上げた見積りをもとに協議できればよいと思う。
- 業界、業種によって、ある程度の金額の枠内という部分もあると思うが、どこにどれだけかかるかについて協議することが極めて重要だと認識している。

以上